

作 業 環 境 調 査

動 向

エチレンオキシドはヒトに対して発がん性を有するとの検討結果に基づき特定化学物質中毒予防規則に追加され、滅菌ガスとして使用される病院などでも作業環境測定が義務付けられた。また、ホルムアルデヒドは、職域における屋内空気中のホルムアルデヒド濃度低減のためのガイドラインが策定され、工場などの製造現場から一般事務所まで測定範囲が拡大された。管理の指標となる濃度はエチレンオキシドが1 ppm、ホルムアルデヒドが0.08 ppm（特定作業場0.25 ppm）と低く設定され、近年、有害物の管理濃度がより低くなる傾向にあり、測定値の信頼性の確保が益々重要視されてきた。

また、動物実験で発がん性が示された四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン及びクロロホルムなど10物質については、健康障害を防止するための指針がその都度公表されているが、今年度は新たにジクロロメタンとアントラセンの2物質が追加された。

結 果

年度別および有害要因別の事業場数、単位作業場所数および測定数を表1、2に示した。事業場数は若干増加に転じたため、単位作業場所延数および測定延数も増加している。このことは、主に法改正により特化物に追加されたエチレンオキシドや、ダイオキシン類測定に伴う粉じん測定数の増加によるものと思われる。また、1単位作業場所当たりの測定点数は、いずれの項目とも5点以上で、測定点数の適正化が伺える。

業種・規模別の調査実施事業場数を表3に示す。調査を実施した141事業場のうち大半は、継続して調査を実施している事業場で占められ、業種による大きな偏りもなく分布している。規模別の内訳をみると50～99人規模の事業場は44件（31%）と最も多く、50人未満の小規模事業場は16件（11%）に留まり、昨年度の51件に比べ大幅に減少している。

有害要因別の作業環境管理区分の内訳を表4、5に示す。評価を行っている単位作業場所1,462カ所のうち、第1管理区分が1,132カ所（77%）、第2管理区分が144カ所（10%）、および第3管理区分が186カ所（13%）であった。第3管理区分のうち、騒音が約7割を占め、

騒音作業場の対策の遅れが顕著にみられた。また、第3管理区分の単位作業場所数は昭和63年の法改正以来、有害物では年々減少傾向を示し、環境改善が着実に進展していたが、表6に示すように最近3年間の作業環境管理区分の推移をみると、その傾向は鈍化してきている。

改善指導の実施状況

調査結果に基づく改善指導の実施状況を表7に示す。有害物の測定結果に対する改善指導では、保護具の着用など作業管理対策が100件（36%）と最も多くなっている。次いで、局排の設置・改良など環境技術的対策に関する指導が51件（19%）と続いているが、これは局排の未設置や不備などが作業環境の良否に大きく関わっているためである。騒音については環境改善の難しさから、指導提案が改善に結び付かないのが現状であり、保護具の着用と衛生教育などの指導項目が309件（74%）と大半を占めている。

局所排気装置の定期自主検査および暴露測定の実施状況

局排の定期自主検査は表8に示すように、延べ30事業場の149のダクト系統について実施している。フードの開口面における吸引風速の適合率は有機則に該当するもので5割に留まり、吸引不足の局排フードが依然と多いことを示している。局排の定期自主検査は一年以内に一回以上実施することが義務づけられているが、未だにその実施数が少ないので、今後さらに本検査の勧奨を図る必要があると思われる。

個人暴露測定の実施状況は表9に示すとおりである。有害要因別では、粉じんの測定数は56件（74%）が最も多く、続いて騒音が19件（25%）の順となっている。個人暴露測定の実施数は通常の作業環境測定に比べて少ないことから、今後さらに普及、定着を図る必要があると思われる。

作業環境測定に付随する測定の内訳を表10に示す。

関係の集計表は126～128頁に掲載